

# 令和元年度武蔵村山市 ブロック塀等安全対策費用助成制度 のご案内



武蔵村山市では、地震が発生したときにおける市民の安全性の向上を図り、災害につよいまちづくりを推進するために、ブロック塀等の撤去及び新築に係る費用の一部を助成します。

## 助成金の対象者

1 避難路※<sub>1</sub>に面している危険なブロック塀等※<sub>2</sub>を安全な状態にするための、除却※<sub>3</sub>、建替※<sub>4</sub>工事を行う方を対象とします。

木塀へ建替えた場合、別途加算金が付く場合があります※<sub>5</sub>。

※1 建築物敷地から武蔵村山市地域防災計画に定める避難所及び二次避難所までの経路

※2 コンクリートブロック塀、組積造等の塀で現行の建築基準法に適合しない（施工時の建築基準法には適合しているものに限る）、又は傾き、ひび割れ等、耐震性に問題があるもの。ただし、瓦年塀及び門柱は除く。

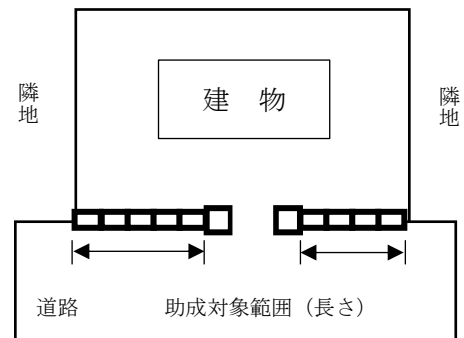
※3 危険なブロック塀等の全てを取り除く工事

※4 除却に伴い新たに法律に適合する塀等を設置する工事

※5 基礎、支柱、空隙を除いた9割以上の部分が国産木材であること（東京都：国産木材を活用した塀等の設置ガイドラインを参考にすること。）

2 以下の工事の場合は助成金の対象となりませんので、ご注意ください。

- (1) 他の同種の助成制度を利用している場合
- (2) 販売、建替を目的とする事業における解体工事
- (3) 申請前に着手（業者との契約含む）した工事
- (4) 建築当初において、違法建築であったブロック塀の工事



## 助成額

○除却、建替工事の場合、1mあたり8万円を上限とする。

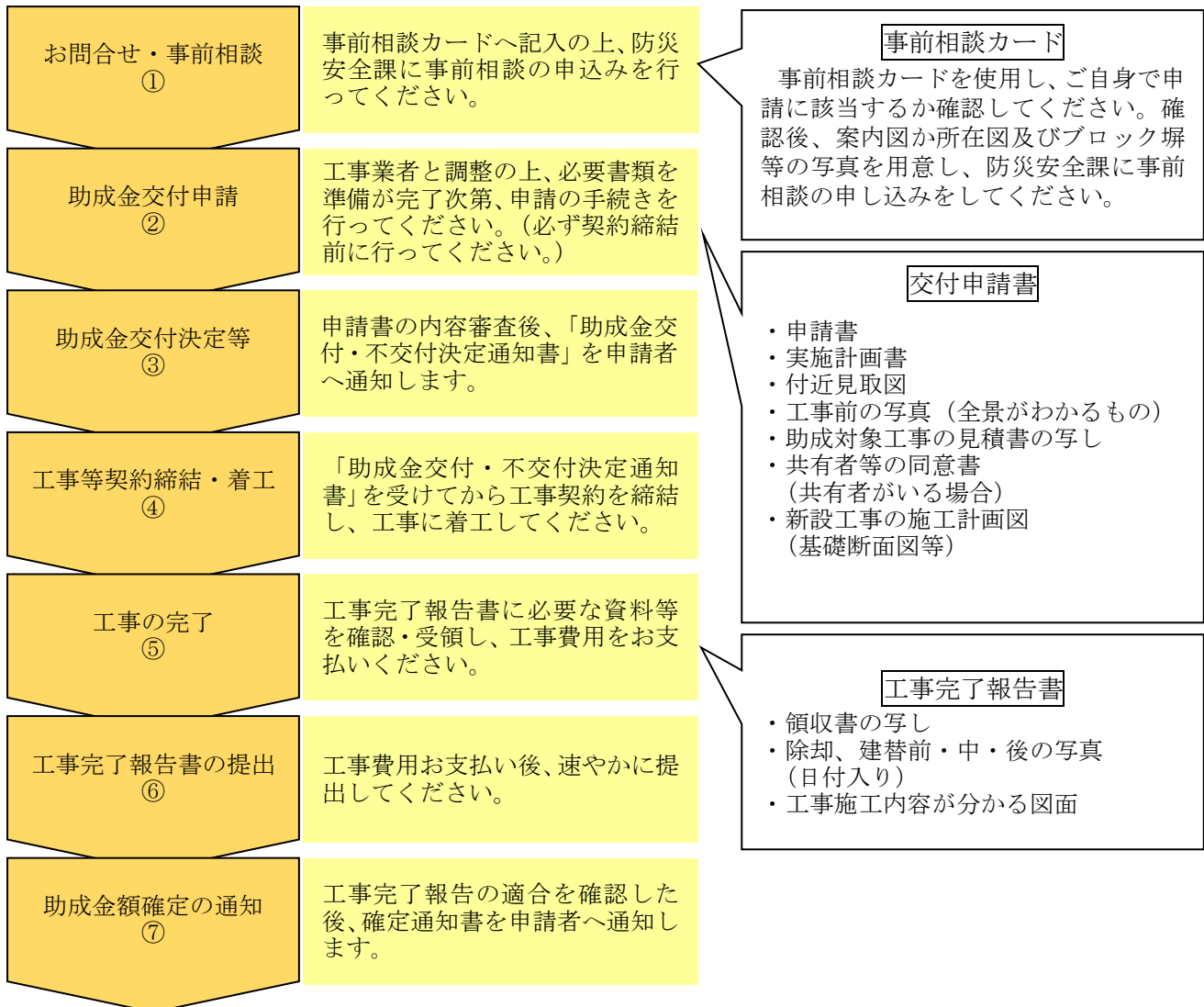
（総事業費）と（総延長）×8万円とを比較し、低い額の2/3を補助する。

●木塀への建替を行った場合、通常の助成額に加え、以下の計算によって出された金額を加算する。

《（（総事業費）÷（総延長）－8万円）ただし11万6千円を超える場合は11万6千円とする》×（総延長（ただし25mを最大とする））

## 申請から助成金交付までの流れ（手続き）

## 手続きに必要な書類



## 注意事項

- ◇ 申請は撤去するブロック塀等の所有者が行ってください。
- ◇ 申請は必ず工事の契約を締結する前に、かつ工事に着手する前に行ってください。
- ◇ 工事契約や工事着手は「武蔵村山市ブロック塀等安全対策費用助成金交付（不交付）決定通知」を受けてから行ってください。
- ◇ 工事を完了し、工事費の支払いを終えてから、速やかに「武蔵村山市ブロック塀等工事完了報告書」を提出してください。

## お問い合わせ

武蔵村山市 総務部 防災安全課 災害対策係  
電話：042-565-1111 内線：334